

# 昆虫の飼育事業に係る家畜排せつ物法施行規則の特例について

農林水産省

## 1. 趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生等を背景として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が制定され、畜産業を営む者は同法施行規則に規定された管理基準に従い家畜排せつ物を管理することが求められるところであるが、一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じるものである。

## 2. 対象となる構造改革特別区域

次の要件に該当する地域

- ・ 住居が集合していないこと
- ・ 水道原水に係る取水施設が設置されていないこと
- ・ その他生活環境の保全又は人の健康の保護についての配慮が特に必要でないと認められること

## 3. 対象となる事業

次の要件に該当する昆虫の飼育事業

- ・ 青少年の健全な育成を図ることを目的として、事業により飼育した昆虫を青少年に無償で譲渡するものであること
- ・ 管理基準を適用した場合、事業の実施に著しい支障が生じるおそれ大きいこと
- ・ 事業の実施者がたい肥舎など固形状の家畜排せつ物の管理施設を保有していること
- ・ 環境影響に関する専門家が、事業の実施による環境への著しい悪影響がないと認めるものであること

## 4. 特例措置の内容

上記の構造改革特別区域内において、上記の昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従い3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る。）に対して、年1回以上の環境影響調査の実施を前提に、管理基準の規定を適用しないこととする。

## 昆虫の飼育事業に係る家畜排せつ物法施行規則の特例について

### 家畜排せつ物法第3条

畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

### 現 行

畜産業を営む者のうち一定規模以上の場合、管理基準の規定の適用を受ける。

#### 管理基準（家畜排せつ物法施行規則第1条第1項）

##### 構造設備に関する基準

- イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
- ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

##### 管理の方法に関する基準

- イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。
- ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
- ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
- ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

### 特 区

昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物については、管理基準の規定の適用を受けない。

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への著しい悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限る。）については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しない。

昆虫の飼育事業に利用されない家畜排せつ物については、管理基準の規定の適用を受ける。

管理基準の規定を適用。